

産業競争力強化法に基づく 創業支援の促進について

(「創業支援事業計画」)

平成26年4月
中小企業庁

1. 創業をめぐる現状

我が国の開業率は欧米の半分程度(4.6%)にとどまっており、特に地域における開業率は低迷しております(大都市圏以外の29府県が平均を下回る)。

平成25年6月に閣議決定された「日本再興戦略-JAPAN is BACK-」においても、こうした問題意識から、「開業率・廃業率が米国・英国レベル(10%台)になることを目指す」としています。

＜開廃業率各国比較＞

	開業率	廃業率
日本	4.6%	3.8%
米国	9.3%	10.3%
英国	10.2%	12.9%

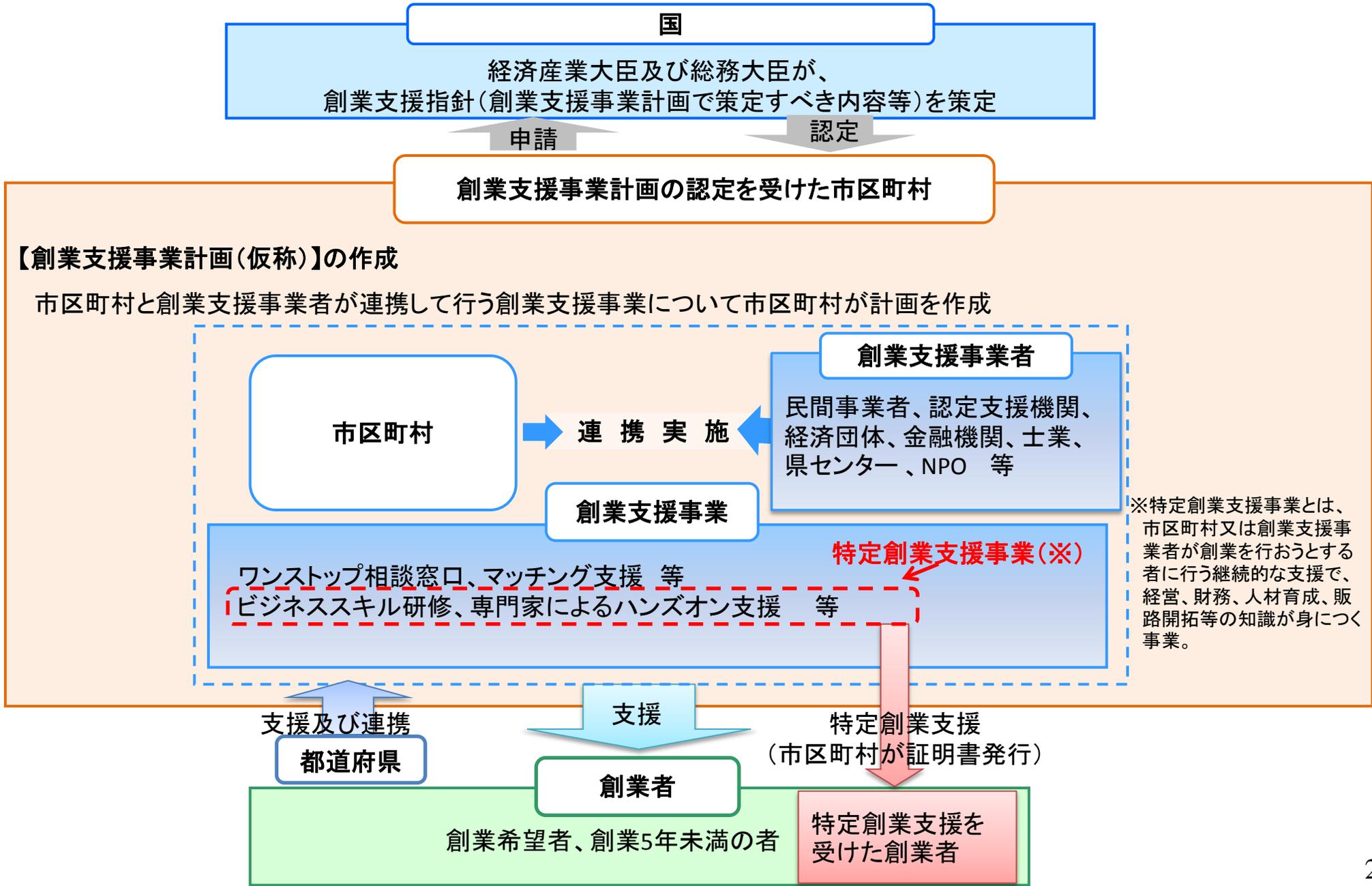
資料：
 日本：厚生労働省「雇用保険事業年報(2012)」
 アメリカ：U.S. Small Business Administration「The Small Business Economy: A Report to the President(2012)」
 イギリス：Office for National Statistics「Business Demography(2010)」

＜都道府県別の開廃業率＞
 (単位：%)

開業率		
全国計	4.6	
1 沖縄	7.1	
2 宮城	6.9	
3 千葉	5.7	
4 福島	5.6	
5 福岡	5.3	
6 埼玉	5.2	
7 愛知	5.1	
8 宮崎	5.1	
9 三重	5.0	
10 岩手	4.9	
11 熊本	4.9	
12 奈良	4.8	
13 大阪	4.8	
14 茨城	4.7	
15 神奈川	4.7	
16 鹿児島	4.7	
17 東京	4.6	
18 兵庫	4.5	
19 佐賀	4.5	
20 北海道	4.5	
21 山口	4.5	
22 長崎	4.5	
23 大分	4.4	
24 京都	4.4	
25 鳥取	4.3	
26 栃木	4.2	
27 岡山	4.1	
28 岐阜	4.1	
29 静岡	4.0	
30 群馬	4.0	
31 山梨	4.0	
32 石川	4.0	
33 高知	3.9	
34 滋賀	3.9	
35 香川	3.9	
36 福井	3.8	
37 山形	3.8	
38 愛媛	3.7	
39 和歌山	3.7	
40 広島	3.7	
41 秋田	3.5	
42 富山	3.5	
43 青森	3.4	
44 島根	3.3	
45 長野	3.3	
46 徳島	3.2	
47 新潟	3.1	

廃業率		
全国計	3.8	
1 島根	4.6	
2 山梨	4.5	
3 北海道	4.5	
4 大分	4.4	
5 山形	4.2	
6 愛知	4.2	
7 高知	4.1	
8 岡山	4.1	
9 大阪	4.1	
10 京都	4.0	
11 三重	4.0	
12 東京	4.0	
13 徳島	4.0	
14 宮崎	4.0	
15 岐阜	4.0	
16 沖縄	4.0	
17 長崎	3.9	
18 山口	3.9	
19 福岡	3.9	
20 石川	3.9	
21 滋賀	3.9	
22 熊本	3.8	
23 奈良	3.8	
24 佐賀	3.8	
25 鹿児島	3.8	
26 静岡	3.8	
27 長野	3.7	
28 青森	3.7	
29 群馬	3.7	
30 新潟	3.6	
31 香川	3.6	
32 広島	3.6	
33 栃木	3.6	
34 愛媛	3.6	
35 兵庫	3.6	
36 岩手	3.5	
37 福井	3.5	
38 鳥取	3.5	
39 富山	3.4	
40 和歌山	3.4	
41 埼玉	3.3	
42 福島	3.3	
43 神奈川	3.3	
44 千葉	3.3	
45 宮城	3.2	
46 秋田	3.2	
47 茨城	3.0	

2. 産業競争力強化法における地域における創業支援スキーム



3. 支援施策の概要＜支援者、市区町村への支援＞

①認定を受けた創業支援事業者への支援

- ・国からの補助金（創業促進補助金: 上限1,000万円、補助率2/3、約5億円）
- ・市区町村と連携して創業支援事業を行うNPO法人、一般財団法人、一般社団法人に対して、信用保証協会が8,000万円までの無担保の信用保証を実施。
- ・認定を受けた創業支援事業者に対し、中小機構が創業支援のノウハウの提供や専門家の紹介を行う。

②市区町村への支援

- ・国からの交付金（地域経済循環創造事業交付金（上限5,000万円、25年度補正30億円、26年度15億円）、交付税措置の活用も可（※総務省の支援措置、法律の認定は不要）
- ・認定を受けた市区町村に対しては、中小機構が創業支援の専門家を紹介したり、他の成功事例の紹介等の情報提供を実施。

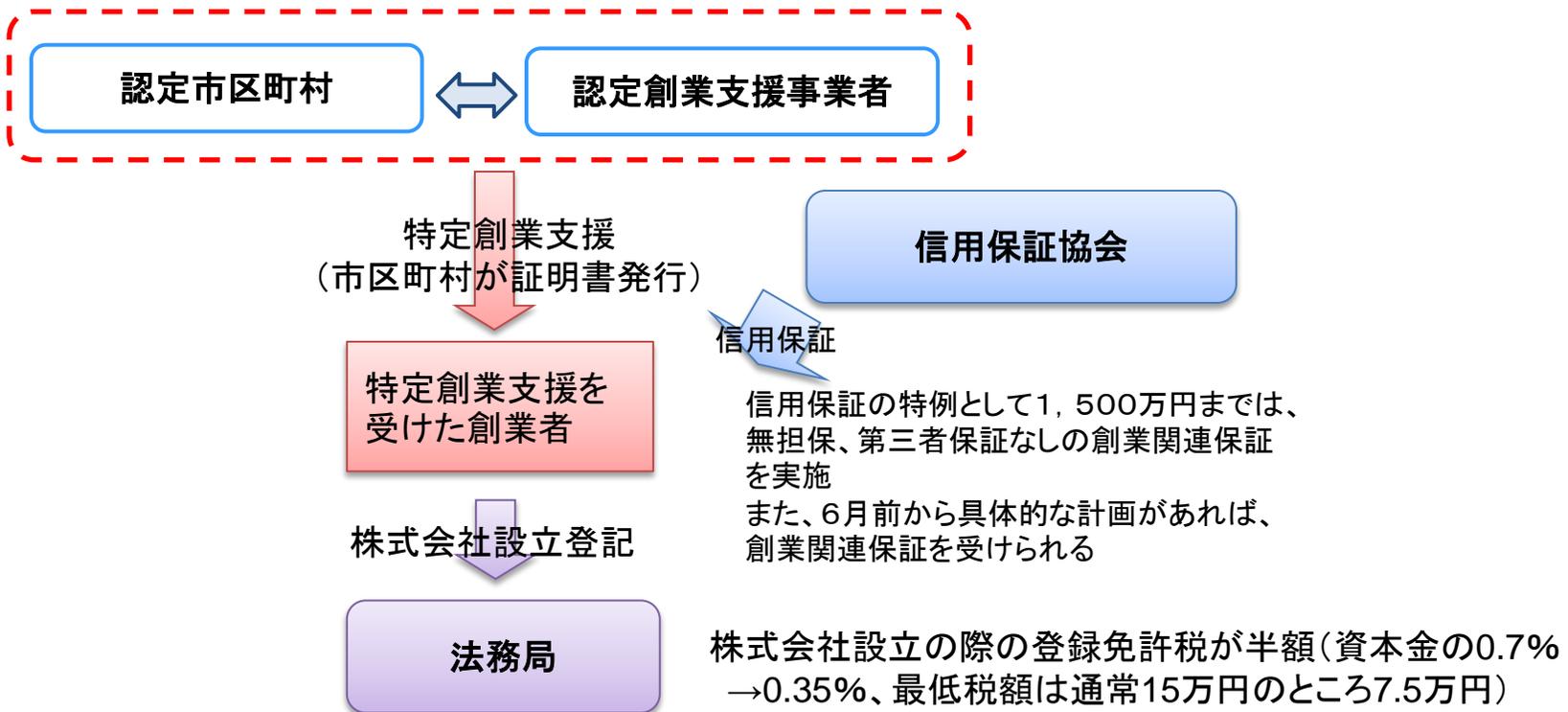


4. 支援施策の概要＜特定創業支援を受けた創業者への支援＞

○認定特定創業支援事業の支援を受けた創業者への支援

- ・認定を受けた特定創業支援事業の支援を受けた創業者が株式会社を設立する際、登記にかかる登録免許税を軽減(資本金の0.7%→0.35%)
※最低税額は通常15万円のところ7.5万円に減額

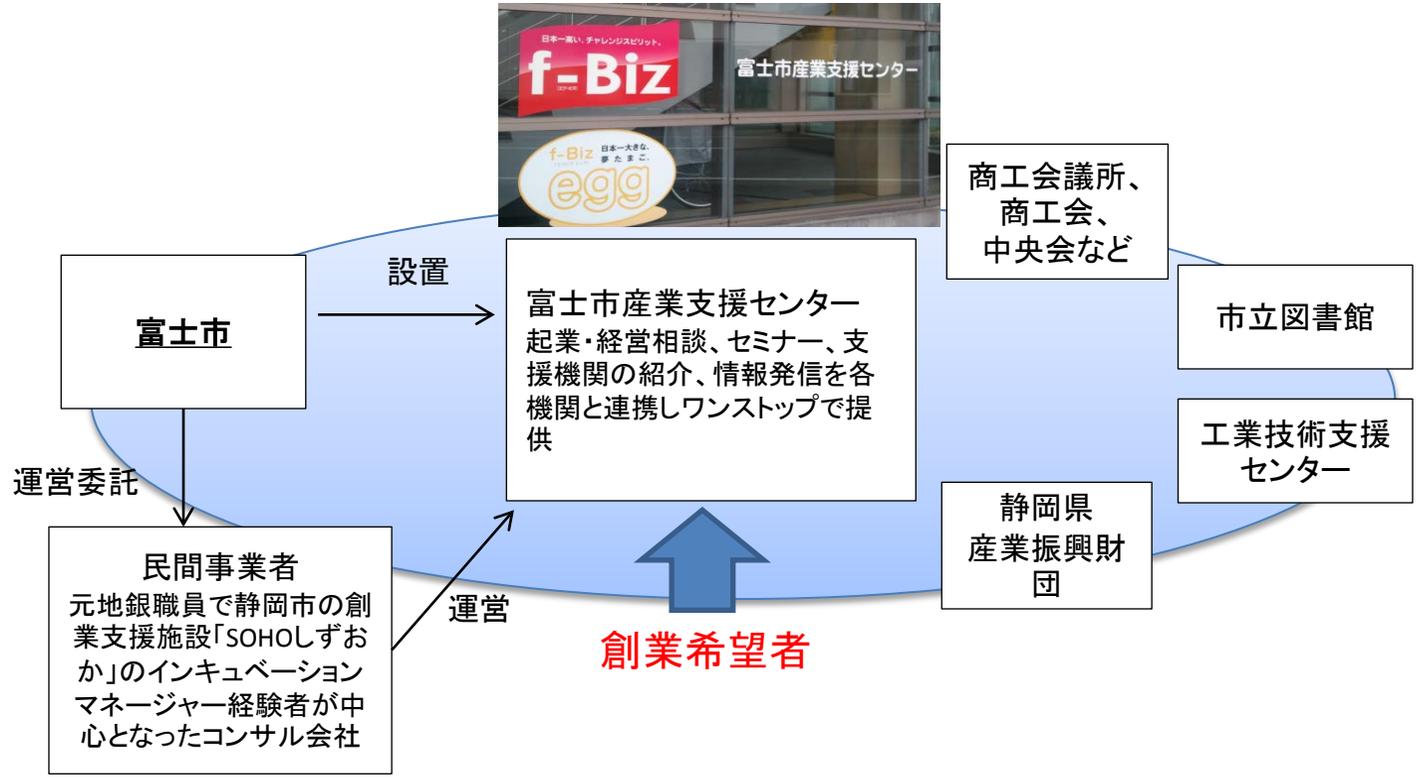
- ・創業関連保証(無担保、第三者保証なし)の枠を1,000万円から1,500万円に拡充
- ・創業2月前(会社設立でない場合は1月前)から実施される創業関連保証について、事業開始6月前からの保証が可能



5. モデル事例(静岡県富士市:富士市産業支援センター)※民間コンサル連携型

- 富士市が富士市産業支援センター(f-Biz)を設置し、運営委託を受けた民間事業者が中心となり、創業希望者等からの相談に対し、各分野の専門家(金融機関、広告代理店、百貨店、IT等)が個別対応。
- 相談対応以外にも、セミナー・講演会・交流会で起業の掘り起こしをするとともに、関係機関へのコーディネートも実施。

市区町村がコミットした上で、創業支援者と連携した支援体制を構築

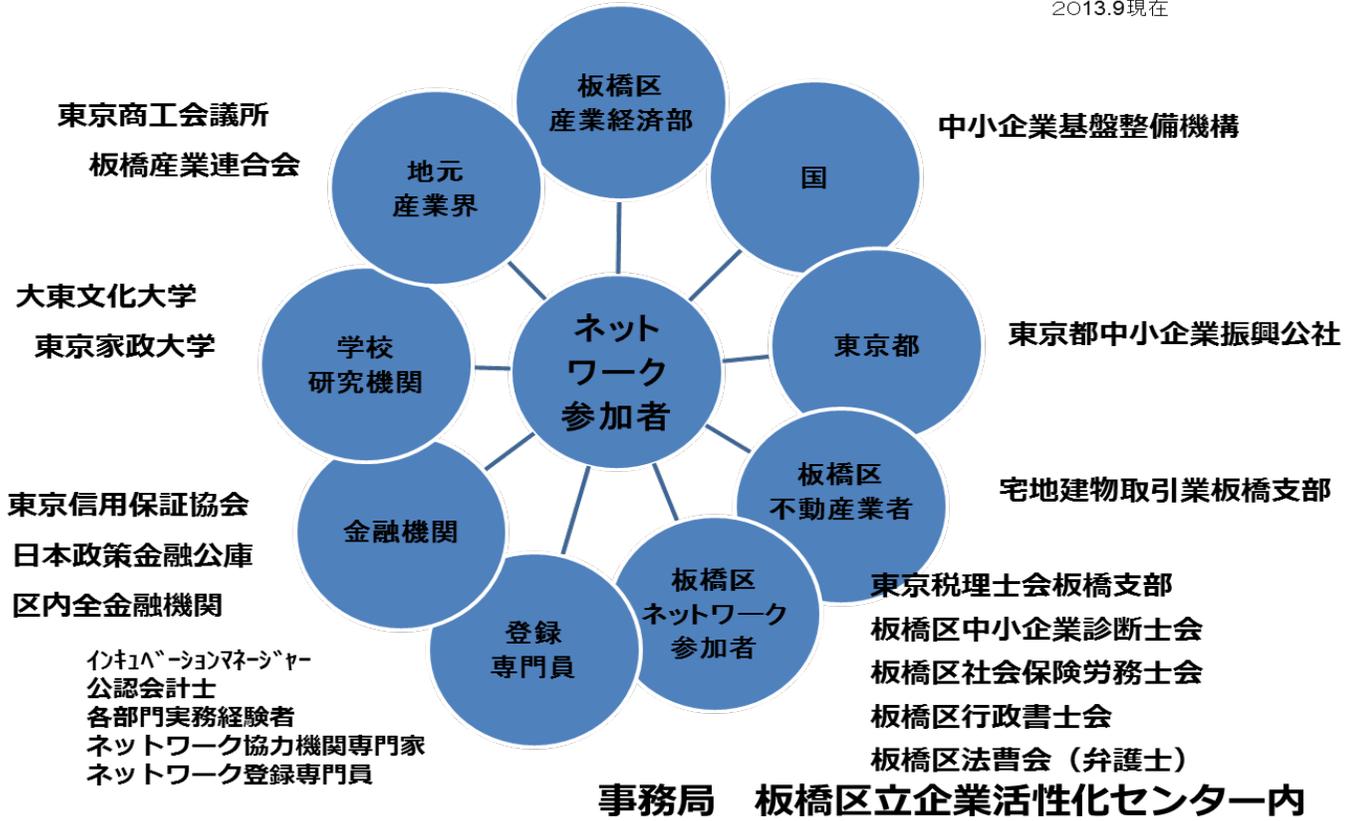


6. モデル事例(東京都板橋区:板橋区立企業活性化センター)※ネットワーク型

- ・板橋区立企業活性化センターが創業支援と経営改善支援を無料で徹底サポート
- ・土日、祭日、夜間の相談にも対応
- ・相談者と銀行へも同行・計画書も一緒に作成
- ・創業支援ネットワーク登録専門員の無料相談(205名登録)
(弁護士・税理士・社労士・行政書士他に業界を熟知した実務専門家など)
- ・板橋区内の全金融機関との連絡網と強力体制が構築
- ・東京都、産業界、大学、関東経済産業局、関東財務局との強力体制も構築

板橋区創業支援ネットワーク協力メンバー (産学公金+専門家) 協力団体 28団体

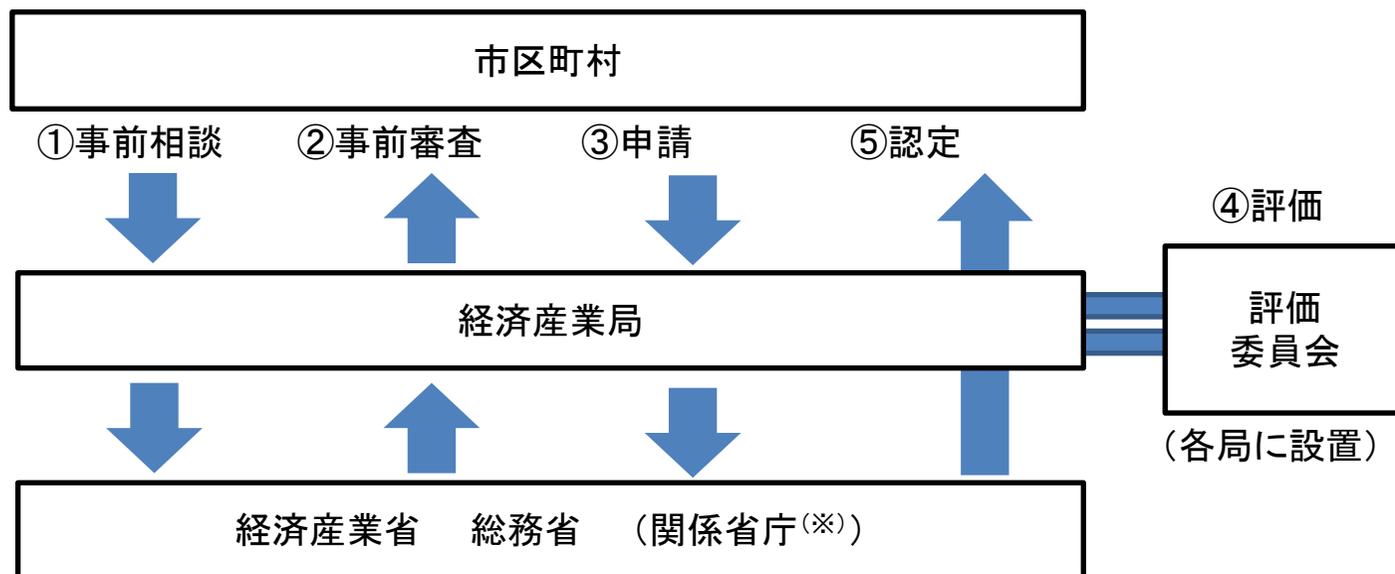
2013.9現在



<板橋区立企業活性化センター>



7. 創業支援事業計画申請・認定の流れ



- ① 認定を受けようとする市区町村は、最寄りの経済産業局に事前相談を行い、期日(※)までに素案を提出してください。
- ② 経済産業局(省)、総務省及び関係省庁において、事前審査を実施します。(指摘事項等について、経済産業局を通じて市区町村に連絡します。)
- ③ 市区町村は、事前審査の終了後、正式な認定申請書を提出してください。
- ④ 評価委員会における外部有識者による評価を踏まえ、経済産業局(省)、総務省(及び関係省庁)が認定審査を実施します。
- ⑤ 認定基準を満たす場合、経済産業局(省)・総務省より認定。

(※) 本制度は、経済産業省及び総務省の共管のため、両省で審査を行います。また、創業支援事業の内容が厚生労働省、金融庁、農林水産省、国土交通省等の所掌に関係する場合は、担当省庁が認定に参加します。

8. 第1回認定自治体

第1回として認定した87件(94市区町)は以下のとおりです。

＜87計画、94市区町(35都道府県)、下線は共同申請＞

北海道(2): 札幌市、旭川市、鷹栖町、東神楽町、東川町
岩手県(1): 大船渡市
宮城県(3): 仙台市、登米市、大崎市
秋田県(1): 秋田市
福島県(3): 南相馬市、いわき市、会津若松市
茨城県(1): 日立市
栃木県(1): 足利市
群馬県(2): 前橋市、桐生市
埼玉県(3): 秩父市、横瀬町、皆野町、長瀬町、小鹿野町、所沢市、さいたま市
千葉県(5): 千葉市、松戸市、市川市、柏市、佐倉市
東京都(9): 江戸川区、大田区、中野区、豊島区、板橋区、荒川区、八王子市、町田市、調布市
神奈川県(4): 川崎市、相模原市、横須賀市、藤沢市
新潟県(2): 三条市、燕市
長野県(3): 飯田市、茅野市、駒ヶ根市
静岡県(4): 静岡市、三島市、富士市、藤枝市
岐阜県(2): 岐阜市、大垣市
三重県(3): 四日市市、桑名市、松阪市

愛知県(3): 西尾市、岡崎市、豊橋市
富山県(1): 富山市
石川県(2): 金沢市、七尾市
福井県(2): 福井市、鯖江市
滋賀県(1): 長浜市
京都府(1): 京都市
大阪府(5): 堺市、東大阪市、豊中市、守口市、門真市
兵庫県(5): 神戸市、尼崎市、西宮市、姫路市、三木市
島根県(4): 松江市、浜田市、江津市、津和野町
岡山県(3): 岡山市、倉敷市、笠岡市
広島県(1): 広島市
山口県(3): 宇部市、防府市、周南市
徳島県(2): 徳島市、藍住町
福岡県(1): 福岡市
佐賀県(1): 佐賀市
長崎県(1): 佐世保市
熊本県(1): 熊本市
鹿児島県(1): 鹿児島市

8. 今後のスケジュール予定

①法律のスケジュール

12月4日	法案成立
1月20日	法律施行

②第1回認定スケジュール

～2月7日	申請書(素案)受付締切り
～3月5日	申請(正式)受付締切り ※各経済産業局、関係省庁の事前審査終了後
3月20日	第1回認定

③第2回認定スケジュール予定

～4月中	申請書(素案)受付締切り
～5月中	申請(正式)受付締切り ※各経済産業局、関係省庁の事前審査終了後
6月中	第2回認定

④補助金のスケジュール予定

2月28日～3月31日	公募(第1回認定分)
4月中	採択決定(第1回認定分)
5月中下旬～6月中下旬	公募(第1回、第2回認定分)
6月末以降	採択決定(第1回、第2回認定分)

9. 問い合わせ先

お問い合わせ先	提出先住所	連絡先	管轄
北海道経済産業局 新規事業室	〒060-0808 札幌市北区北8条西2丁目 札幌第1合同庁舎	011-700-2251	北海道
東北経済産業局 産業支援課	〒980-8403 仙台市青葉区本町3-3-1 仙台第1合同庁舎	022-221-4882	青森, 岩手, 宮城, 秋田, 山形, 福島
関東経済産業局 新規事業課	〒330-9715 さいたま市中央区新都心1-1 さいたま新都心合同庁舎1号館	048-600-0275	茨城, 栃木, 群馬, 埼玉, 千葉, 東京, 神奈川, 新潟, 長野, 山梨, 静岡
中部経済産業局 経営支援課・ 新事業支援室	〒460-8510 名古屋市中区三の丸2-5-2	052-951-2761	愛知, 岐阜, 三重
中部経済産業局 電力・ガス事業 北陸支局 産業課	〒930-0856 富山市牛島新町11-7 富山地方合同庁舎	076-432-5401	富山, 石川
近畿経済産業局 創業・経営支援課	〒540-8535 大阪市中央区大手前1-5-44 大阪合同庁舎1号館	06-6966-6014	福井, 滋賀, 京都, 大阪, 兵庫, 奈良, 和歌山
中国経済産業局 経営支援課	〒730-8531 広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎2号館	082-224-5658	鳥取, 島根, 岡山, 広島, 山口
四国経済産業局 新規事業室	〒760-8512 高松市サンポート3-33 高松サンポート合同庁舎	087-811-8521	徳島, 香川, 愛媛, 高知
九州経済産業局 新産業戦略課	〒812-8546 福岡市博多区博多駅東2-11-1 福岡合同庁舎	092-482-5438	福岡, 佐賀, 長崎, 熊本, 大分, 宮崎, 鹿児島
内閣府 沖縄総合事務局 地域経済課	〒900-0006 那覇市おもろまち2-1-1 那覇第2地方合同庁舎2号館	098-866-1730	沖縄
中小企業庁 新事業促進課	〒100-8901 東京都千代田区霞が関1-3-1	03-3501-1767	—
総務省 地域力創造グループ 地域政策課	〒100-8926 東京都千代田区霞が関2-1-2	03-5253-5523	特別交付税、地域経済循環創造事業交付 金について

※申請書の様式等については、中小企業庁HPIに掲載しております。

<<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/chiiki/index.html>>